

琴平小学校いじめ防止基本方針

琴平町立琴平小学校

1 はじめに

本校では、児童数の減少に伴って児童間の人間関係が固定化され、また、コミュニケーション力の低下のため、児童間の人間関係においてトラブルが発生することがあります。私たち教職員は、「いじめは、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という認識をもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「ともに認め合い 尊重し合う学校づくり」に取り組まなければなりません。

子どもは、認め合う尊重し合える温かい場があれば、自己の特性や可能性が認められ、生き生きと学校生活が過ごせます。しかし、いったん、他を排除する雰囲気形成されると、居場所を失い、いじめに発展するかもしれません。いじめは、決して許される行為ではありません。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、将来に向けた可能性まで奪いかねません。そこで、学校教育目標「他を思い自己を鍛え よき行為への自覚を育てる」の具現化に取り組み「子どもの元気と笑顔があふれる学校づくり」に努めます。

本校では、「いじめ防止基本方針」を定め、家庭や地域社会、関係諸機関との連携を図り、いじめの未然防止及び早期発見に努めたり、いじめを認知した場合は迅速にこれに対処したりします。

第1 いじめ防止等に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるために、規律正しい態度で授業や教育活動等に主体的に参加できるように努めます。また、児童の多様性を認め、それぞれが活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。さらに、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

2 いじめの早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

3 いじめへの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、すみやかに琴平町教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行います。

第2 いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「琴小いじめ防止対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭とし、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも参加します。

第3 本校におけるいじめ防止等のための取組

1 いじめの未然防止

(1) 傍観者を生まない集団づくり

全校縦割りにした異年齢集団を基盤にした色別活動を学校行事や児童会活動や、スポーツタイムやハピネスタイムに取り入れ、お互いを認め合い、尊重し合うなかまづくりをめざします。学級では、「いじめゼロ強調月間」や「人権月間」等を捉えて、児童がいじめを自分たちの問題として考え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

(2) 道徳教育及び人権教育の推進

いじめの防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や人権教育を大事にします。道徳の授業や人権学習の工夫により、豊かな心づくりを目ざします。

(3) インターネット等のデジタル技術を利用したいじめの指導・啓発

SNS、メッセージアプリ、ゲームアプリ、携帯電話上でのやりとりを通じて行われるネットいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

(4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめの防止の取組を推進します。

2 いじめの早期発見

(1) 日常的な観察

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。毎月始めには、生徒指導情報交換会を行い、教職員全員でいじめや暴力等問題行動やその予防について協議し、実態の共通理解を行います。

(2) カード等を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、「せんせいきいてね」カードや日記等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。特に、「せんせいきいてね」カードには、いじめの実態を把握するための項目を立て定期的にアンケート調査をします。

(3) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた児童にとって相談できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関の協力を得ます。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ、必要な支援を行います。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
- ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめた児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに町教育委員会への報告を行います。

2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「琴小いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に関わる具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりもどすために」（香川県教育委員会 平成25年3月）等の研修資料を活用して、いじめへの対応に関わる教職員の指導力向上を図ります。

第6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

児童が平成25年4月に出された「ことひらっ子宣言」を守れるようにします。